

令和8年2月13日
練馬区教育委員会事務局
こども家庭部保育課

新入園児の保護者様

練馬区立保育園における食物アレルギー対応について

練馬区立保育園では、お子様が保育園生活で、食物アレルギーの対応が必要な場合、安全な食事提供を行うために、下記の対応を行っています。ご理解とご協力の程、よろしくお願ひいたします。

記

食物アレルギー対応の基本的な考え方

- 1 食物アレルギーの対応（除去や緊急薬の預かり）は、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき対応します。
- 2 保育園給食は、以下の食材を使用しません。

鶏卵、ソバ、落花生（ピーナッツ）、ナッツ類、甲殻類、キウイフルーツ（生食）
いか、あわび、いくら、まつたけ
- 3 アレルギー原因食品の一律除去を基本とします。
誤食事故防止の観点から一律除去対応とします。
「何グラムまでなら提供する」「飲用牛乳のみ除去する」という対応は致しかねます。
- 4 除去または代替食を提供する場合と、弁当を持参していただく場合があります。
牛乳・乳製品、小麦、大豆については、除去または代替食を提供します。
それ以外のアレルゲンの場合は、除去または弁当対応となります。
調味料や油脂等の除去、食器等の洗浄用スポンジを分ける必要がある、ごく微量でもアレルギー反応が誘発される可能性がある等の厳格な対応が必要な場合は、保育園での提供が困難なため、弁当対応となります。

ご不明な点がございましたら、内定先の保育園にお問い合わせください。